

## 平成28年度 第3回流山市福祉施策審議会 会議録

- 1 日時 平成28年11月2日（水）  
午後2時00分～4時00分
- 2 場所 流山市役所第1庁舎4階 第1・2委員会室
- 3 出席委員  
小島会長 鎌田委員 鈴木（れ）委員 鈴木（孝）委員 中委員  
大野委員 平原委員 米澤委員 上平委員 栗飯原委員 小泉委員  
小林委員 山名委員
- 4 欠席委員  
石塚委員 大津委員 奥野委員 新屋敷委員 杉田委員
- 5 事務局  
宮島健康福祉部長 矢口健康福祉部次長兼社会福祉課長  
横山高齢者生きがい推進課長 菊池介護支援課長  
小西障害者支援課長 藤浪健康増進課長補佐  
長谷川児童発達支援センター所長 専崎子ども家庭課長補佐  
古林社会福祉課健康福祉政策室長 高橋健康福祉政策室主任主事
- 6 傍聴者  
なし
- 7 議題
  - (1) 審議について  
・「流山市地域福祉計画」の策定について
  - (2) その他
- 8 議事録（概要）  
（事務局：古林室長）  
本日はお忙しい中、平成28年度第3回流山市福祉施策審議会にご出席頂きましてありがとうございます。それでは早速ですが会議次第に基づき、これより小島会長より議事を進めていただきます。時間は最長で2時間を予定していますので、よろしく願いいたします。

(小島会長)

会議に入る前に報告いたします。本日の出席委員は13名です。委員の半数以上の出席がありますので、附属機関に関する条例第5条第2項の規定によりまして、会議は成立していることをご報告します。なお、市民参加条例等の規定により、審議会は公開となっております。今回は傍聴者が見えておりませんが、会議中、希望者が見えた場合には、会議の傍聴について、あらかじめご了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。第1回、第2回に続き、「流山市地域福祉計画」の審議となります。事務局から説明がありましたらお願いします。

(事務局：古林室長)

説明の前に、配布資料の確認をさせていただきます。地域福祉計画本文、変更箇所リスト、表紙案、体系図の4つとなります。地域福祉計画本文については、前回の審議を踏まえまして修正を施してあります。変更箇所リストについては、修正箇所について掲載してあります。表紙案については、今回ご意見いただいた案が4件あります。体系図については、第3章施策の方針・推進体系ということで前回との比較図を載せてあります。よろしく願いいたします。

(事務局：高橋)

4つの配布資料を用いて変更箇所等を説明。

(小島会長)

ただいま、事務局から説明がありました。これまでの10月3日の第1回審議会、10月24日の第2回審議会で事務局から説明しておりますが、「流山市地域福祉計画」の策定については、本日11月2日までの計3回の議論でパブリックコメント実施に向けた計画案を取りまとめることとしたいと思います。パブリックコメント実施以降は、内容について詳細な審議は事実上難しくなりますので、本日は前回の第2回までにいただいたご意見、質問を今回の会議でまとめ、よろしければ答申案の審議に進んでいきたいと思っております。では、まずは先程の事務局からの説明について質問等がありますでしょうか。

(上平委員)

説明の最後にあった、該当P31の体系図の変更は、何処を指しているのかももう一度お願いします。

(事務局：高橋)

まず、体系図についてはP 35の図を修正しました。個別の施策に関しては、P 48になります。この部分は、「地域コミュニティの活性化」だけでしたので、「地域コミュニティ・自治会の活性化」へと修正しました。

(小島会長)

その他、ご意見・質問等ありますでしょうか。

(大野委員)

民生委員制度が来年に100周年をむかえます。民生委員の方は、互いを民生委員・児童委員という呼び方と、民生委員・児童委員・主任児童委員という2通りの呼び方があります。主任児童委員の方のお仕事は何かというと、主に子どもの事に携わるという意味で主任という事になっています。この100周年にむけて、主任児童委員も民生委員である、同じであって更に子どもの事に携わるという事を理解されていない方が多くいるので、主任児童委員も民生委員と連携して活動出来るように、計画の中に主任児童委員という言葉を加えていただけると助かります。

(事務局：宮島健康福祉部長)

第3章のP 45の所では、民生委員・児童委員という一般的な使われ方の表記をしております。大野委員のご発言では、その中にもポジショニング的には主任児童委員という重要な仕事に携わっている方が多くいるという事で、今回の機会に加えさせてもらえないかという意見だと思っています。今回の計画では、一般的な事例で表現しています。前回、前々回の中で地域福祉計画というのは、「子どもを育む計画」や「高齢者支援計画」等の基本となる総合計画であるという説明を行ってきました。そのため、この計画の中では一般的な表現にさせていただきまして、個々の計画の中で役割を細かく明示する機会がありますので、その時に主任児童委員の役割については整理させていただければと思います。

(小島会長)

他に事務局からの説明に対してのご意見等がないようでしたら、計画の内容についての審議に移りたいと思います。まずは、本日の配布資料に入っている表紙案についてサブタイトル等の審議をいたしまして、その後答申について皆様からのご意見をいただきたいと思います。その前に確認したいのですが、表紙案は委員の方々からの案をそのまま提示していると思います。行政上の文言

等として適切かどうか市役所の方からお願いいたします。

(事務局：高橋)

いただいた案について、庁内で類似の計画名がないかどうか確認しました。特に案の2番と3番になるのですが、国の方で策定を努力義務としている「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という計画があり、これは流山市の一番上位計画である総合計画の下期実施計画と合わせて策定されています。そのため、創生総合戦略という部分が市役所としては混乱を招くのではないかと考えています。さらに、総合戦略というように総合という言葉を下位計画で使用すると、今後の総合計画等の上位計画を見直す際に混乱が生じないかと懸念しています。

(小島会長)

ありがとうございます。総合戦略あるいは、創生総合戦略という文言が他の計画にも用いられているということですね。これらを踏まえまして、1番から4番までの案について、委員の皆様方からご意見をいただきまして、まとめていきたいと思えます。

(中委員)

2番と3番は、他の計画の中で似たような名称があるということなので、1番と4番とで考えますと4番が良いと思えます。というのも前回に参考資料として見せていただいた、子ども・子育て支援総合計画のサブタイトルとしての子どもをみんなで育む計画というのは、親しみやすいうえに解りやすく良いなと思えました。地域福祉計画というのは、子ども、高齢者、障害者の3者に対する計画を位置づける福祉計画であることを4番の「この計画は、子ども、高齢者、障害者などの様々な福祉分野の基本となる計画です」という部分で、解りやすく説明しているので4番が良いなと思えます。

(小島会長)

ありがとうございます。その他にご意見をお願いいたします。

(小林委員)

2番と3番は計画の名称がかぶるということなので、1番と4番とで考えると1番の方が見やすく、しっくりくると思えます。4番の方は、文面の内容は解りやすいのですが、位置的に解りづらいと思えます。もう少し目立つような表示の仕方をしていただくと、より解りやすいかなと思えます。

(小島会長)

2番と3番は、ちょっと文言的に難しいという指摘がありましたので、非常に残念ですが今回は選択しないということでよろしいでしょうか。では、1番と4番だとするとどうでしょうか。

(鈴木(孝)委員)

中委員からの発言にあったように、今回の計画を4番は明確に解りやすく説明していると思います。こういう説明はあった方が良くと思います。ただ、小林委員の言ったように文字が小さいので、位置を上にして文字を大きめにして、より解りやすいようにして欲しいと思います。

(小島会長)

4番の場合には、文字のフォントを大きくする等の工夫が必要ということですね。他にはありませんでしょうか。

(山名委員)

計画の位置付けが表紙にあるというのは、すごく解りやすいと思う。このままの位置にするなら、強調するなりの工夫があれば良いと思う。この計画は、カラー印刷ですか。

(事務局：高橋)

カラーにもなります。

(事務局：宮島健康福祉部長)

例えば真ん中の絵の下に、4番の一番下の文言をもう少し大きなフォントで入れて網掛けにするといったアレンジは出来ると思います。カラーならもう少し強調も出来るのかなと思っています。

(小島会長)

その他にご意見ありませんでしょうか。

(上平委員)

表紙に「流山市」と上下に書いてありますが必要ですか。

(事務局：宮島健康福祉部長)

上に書いてありますので、下の方の「流山市」は削りたいと思います。

(小島会長)

他にありませんでしょうか。今のところは1番も非常に解りやすい案だなと思いましたが、4番の方が誰から見ても解りやすいという意見が多いようなので、他にご意見がなければ4番の方を採用いたしまして、下の方の文章をもう少し明確になるように考えていただくということによろしいでしょうか。

(事務局：宮島健康福祉部長)

4番の下の方の文章のサイズを大きくして、カラー刷りで解りやすくすること。また、下の方に記載されている「流山市」は削除することなどについて検討させていただきます。

(小島会長)

文章の配置的には今は下の方にありますが、上の方が良いとか下の方が良いとかありませんでしょうか。

(鈴木（れ）委員)

上の方が良いと思いますが、最初の「この計画は」という部分は、最後にもう一度「基本となる計画です」と記載してあるので、削っても良いのではないかと思います。その方が、表紙の上部に持っていきやすくなると思います。

(小島会長)

文章の始まりの「この計画は」という部分を削って、「子ども」から始めるという意見ですね。

(鈴木（孝）委員)

「この計画は」という主語は残しておいて、最後を「基本となるものです」という風に変えた方が良いのではないのでしょうか。

(小島会長)

今出た意見は、「この計画は」という部分は残しておいて、最後の「基本となる計画です」を「基本となるものです」と変えるものですね。その他にありませんでしょうか。

(小泉委員)

「障害者などの様々な」という部分は、漏れがないように使った言葉だと思

うのですが、もう少し短くすることは出来ないでしょうか。

(事務局：宮島健康福祉部長)

「様々な」という部分などに関しては、バランスを見て検討させていただきます。

(小島会長)

特にご意見がなければ、その他の点について移らせていただきますが、何かありますでしょうか。

(栗飯原委員)

第3章の施策の方針・推進体系という部分で、第1章のP17の図表6では、「絆」・「支え合い」・「助け合い」という表現や同じページで友人、近所付き合いという文言を使用しているが、体系図にはこれらに該当するような部分がないので、加えてもらうことは可能でしょうか。一番上の自助の部分に入ると思いますが。

(事務局：高橋)

P17の図は、ソーシャルキャピタルの概念について説明したもので、用語について統一していく事は考えますが、体系図を変更することは難しいかと思います。

(栗飯原委員)

隣近所の方とのネットワーク・助け合いというのは、体系図に該当するところがありませんよね。

(事務局：高橋)

それについては、体系図の共助における地域コミュニティ・自治会の活性化、地域支え合い活動の活性化という部分の個別説明のページの市民の取組みの中に踏まえてあります。

(小島会長)

栗飯原委員としましては、隣近所の繋がりというものを体系図の方に反映してもらいたいということですね。一方、事務局としてはP49の個別の説明部分に盛り込んでいるということですね。

(事務局：宮島健康福祉部長)

地域という言葉が持っている意味合いが多角的になっていまして、隣近所から自治会、NPO等も含まれています。そこで今回は、地域という括り直しをして、計画に位置付けている経緯があります。それを「地域のチカラ」と総称しております。これまでは、栗飯原委員のおっしゃった様に「絆」・「支え合い」等と呼ばれていたことを「地域のチカラ」と計画では位置づけることを説明し、計画をすすめています。そのため、隣近所等と限定せず広く包含する地域という言葉を使わせていただいています。可能な限り見直しはしていきたいと思っておりますが、今までの修正で大分昔と今とを線でつなぐ計画になってきたかなと思っております。

(上平委員)

体系図にまとめるとなると、近所等の上位概念にあたる地域という表現は適切だと思います。問題は、地域支え合いの中身を重視することが大切で、今後の計画ではそこを重視していただきたいと思っております。

(小島会長)

中身を大切に欲しいということですね。他にありませんでしょうか。

(鎌田委員)

私は、栗飯原委員の意見は非常に重要だと思っております。地域福祉計画の中では、自助は個人を指していて、共助は自治会やNPO団体等を主に指していると思っております。しかし個人と団体との間には、やはり隣近所等の繋がりがあると思っております。この繋がりを市としても強くするような取り組みをしてもらいたいと思っておりますが、それを実際に計画に盛り込むとなるとプライバシー等の問題もあるので、難しくなると思っております。今回はそういったこともあると考えていただいて、表現はこのままで良いと思っておりますが、次回の計画では市の取組みを考えて欲しいと思っております。

(事務局：宮島健康福祉部長)

この後に答申の議論があり、様々なご意見をいただきますが、付帯意見の中に今のご意見を踏まえていただく事も可能だと思います。次のステップへ繋げる意味で、ここに反映できないものは議事録には残りますが、色々なかたちで残すことも一つの手法かなと思っておりますので、改めて議論をいただければと思います。



(小島会長)

その他にご意見ありますでしょうか。

(小泉委員)

老人会やふれあいの家、ラジオ体操グループ等があり、それぞれに参加する人、しない人がいるので、いろいろな機会を設けて繋がる人を作ることが大切だと思います。

(上平委員)

用語の解説は載せるのですか。

(事務局：矢口健康福祉部次長)

主だった用語に関しては、作成したいと思います。

(小島会長)

その他にご意見ありますでしょうか。

(事務局：高橋)

審議会と合わせて庁内の決裁を同時に進めていて、修正が間に合わなかった箇所があります。具体的には、P 17のソーシャルキャピタルの概念図を説明している中で、「規範（互酬性）」と記載している部分で、専門用語ではあるが互酬性という単語が解りづらいという意見がありましたので、括弧書きを互酬性からお互い様という表記に変更いたします。合わせて、P 18の互酬性という表記もお互い様へと変えさせていただきます。

(小島会長)

P 17とP 18にある互酬性という単語をお互い様という言葉へ変えるということですね。皆さん、よろしいでしょうか。他に何かご意見ありますでしょうか。

(上平委員)

今の説明で互酬性をお互い様に変えるのは良いが、規範とお互い様の関係はどうなるのでしょうか。

(事務局：高橋)

厚生労働省や内閣府の方でもソーシャルキャピタルという用語を使っている、その3つの基本的な項目として「信頼」・「規範」・「社会ネットワーク」を使用しています。規範というのは、互酬性やお互い様という意味で使われて

いるので、図ではそのまま国の使っている定義を使いたいと思っています。また、規範とお互い様の関係性というのは、お付き合いする中でも最低限のルールだとかある程度の決まりごと等のルールを持って、お互い様という意識を築いていきたいと思いますということを説明しています。

(小島会長)

その他にご意見ありますでしょうか。ご意見が出尽くしたようなら、パブリックコメント実施に向けた計画案の審議を終了にいたしますが、よろしいでしょうか。

(上平委員)

規範を図表に使うのであれば、本文の中で説明を加えた方が良いと思います。

(事務局：矢口健康福祉部次長)

規範については、用語集の方にソーシャルキャピタルにおける規範というものを載せることについては、検討させていただきたいと思います。

(平原委員)

用語集を作成するなら、PDCAとLGBTも入れてください。

(小島会長)

その他にご意見がないようでしたら、パブリックコメント実施に向けた計画案の審議を終了してもよろしいでしょうか。では、次に答申案について審議に入りたいと思います。では、事務局の方から資料をお願いいたします。資料が行き届きましたら、私の方で読み上げたいと思います。

(答申案を読み上げる)

それでは、委員の皆様方からご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(上平委員)

2番目の所ですが、今回の計画は基本方針であり、実際のアクションは個別計画で行う。把握・点検・評価というのも個別計画毎に行うのだから、地域福祉計画においてはそれらを実施しないと聞いているので、答申案の2番目に記載するのはそぐわないのではないかと。

(小島会長)

個別計画の進捗を把握するのはもちろん重要ですが、地域福祉計画に対する個別計画が実施され、千葉県の地域福祉計画に伴って今回の地域福祉計画も実施されるということで、地域福祉計画の実施要領もありますので、それらを全て含めて本計画の進捗状況の把握・点検・評価を行うということを入れさせていただきます。

(鈴木(孝)委員)

計画を立てて、その計画について進捗状況を把握・点検・評価するのは当然のことだと思いますので、2番目の文章を入れるのは必要だと思います。

(上平委員)

今回の計画の下には個別計画があつて、あくまで基本方針となるものなので、基本方針のPDCAを行うことは行政的に可能なのか疑問に思ったので、質問させていただいたものです。

(小島会長)

個別計画は、具体的な実施要領等が備わっているものですから、点検していく過程で当然、地域福祉計画の見直しにも関わってきます。それらを踏まえて、地域福祉計画全体の進捗状況の把握・点検・評価は可能であると考えております。

(上平委員)

それは、行政の方では大丈夫なのでしょうか。

(事務局：矢口健康福祉部次長)

この計画については、厚生労働省の策定指針で期間を概ね5年間とし、3年をめぐりに見直しをはかることが望ましいとされています。小島会長からご発言いただいたように、個別計画については3つの計画がありますが、地域福祉計画の総括論的な部分で時代背景の変化とともに変更が必要になる場合、新たな計画を策定するにあたって地域福祉計画と違いが生じた場合には、見直しがあるべきだと考えています。よって、答申案の2番目の表現は問題ないと考えています。

(小島会長)

事務局の説明によれば、地域福祉計画の把握・点検・評価は可能だということ

とです。その他にご意見ありますでしょうか。

(山名委員)

答申案の1番目の表現で、地域に関わるすべての人・団体・事業所という部分で、流山市という表現が入っていないのは、市長に対して提出するものだからですか。

(小島会長)

市長に対する答申ということで、人・団体・事業所という中で広い意味では市も入るのですが、そういったものを活性化できるように市は行うべきというふうにこの文言はしてあります。ただ、市自体が福祉の担い手であると考えれば、団体・事業所の中に市も含まれるということをもう少し強調しても良いのかなと思います。

(上平委員)

地域に関わるすべての人というのは、必ずしも流山市民でなくても良いということですか。

(小島会長)

基本的には市民を対象にしていますが、流山市の福祉に関わる全ての人も対象にしていると捉えることができます。

(上平委員)

流山市で活動している流山市民じゃない人や、団体、事業所も対象となるという考えでよろしいでしょうか。

(小島会長)

そうですね。地域に関わる人や団体、事業所もこの福祉計画の対象に含まれるということです。その他に、ご意見等ありますでしょうか。

(事務局：宮島健康福祉部長)

1番目の最初に、「自助」「共助」「公助」と表現していますので、最後に事業所と行政がというふうに、公助を担う主体となる行政という表現を入れた方が一般的なのかなと思います。

(小島会長)

では、地域に関わるすべての人・団体・事業所・行政という表現にすればよろしいですね。その他に、ご意見等ありますでしょうか。

(平原委員)

答申案の3番目にある「子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画～」と計画名を分けた意味はあるのですか。

(小島会長)

これが計画の名前ですので、こういう表記になっています。解りやすいように、それぞれの計画を括弧で括った方が良いのかなと思います。他にご意見ありますでしょうか。ないようでしたら、次回の会議までに、メール、FAX等により事務局までご意見を提出ください。次の審議までの間にいただきましたご意見を踏まえて、私と会長職務代理者で答申案を作成し、次回の審議会で審議いただき答申としたいと思いますがよろしいでしょうか。

最後に、次回会議の日程等、事務局からお願い致します。

(事務局：古林室長)

第4回の福祉施策審議会の開催日時と場所の予定は次のとおりです。

第4回：平成29年1月16日(月) 14:00～ 306会議室

事務局からは、以上でございます。

(小島会長)

本日の議事は、以上をもちまして終了いたします。御協力ありがとうございました。

(古林室長)

小島会長には、議事進行ありがとうございました。以上をもちまして、平成28年度第3回流山市福祉施策審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。